

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第3条の2第1項に規定する特定家畜伝染病防疫指針に基づき知事が認定する獣医師による豚熱予防注射が可能となったことに伴い、滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 家畜伝染病予防法に基づく事務手数料について、知事が認定する獣医師が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理の手数料を新たに設定することとします。(別表第45関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

○国の「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」改正に伴い、知事認定獣医師による豚熱ワクチン接種が可能となったことから、手数料を新たに設けるもの。

- ・知事認定獣医師が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理 50円/頭・回

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧		新																	
本則および付則 省略		本則および付則 省略																	
別表第1から別表第44まで 省略		別表第1から別表第44まで 省略																	
別表第45		別表第45																	
家畜伝染病予防法に基づく事務手数料		家畜伝染病予防法に基づく事務手数料																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 法第6条第1項の豚 規定に基づく家畜に 対する注射、薬浴ま たは投薬の手数料</td> <td>豚熱予防注射 1頭1回につき 200円</td> </tr> <tr> <td>(3) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	(1) 省略		(2) 法第6条第1項の豚 規定に基づく家畜に 対する注射、薬浴ま たは投薬の手数料	豚熱予防注射 1頭1回につき 200円	(3) 省略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 家畜に対する注 射、薬浴または投薬 等の手数料</td> <td> 法第6条第1項の規定に 基づき家畜防疫員が行う 豚熱予防注射の手数料 1頭1回につき 200円 法第3条の2第1項に規 定する特定家畜伝染病防 疫指針に基づき知事が認 定する獣医師が行う豚熱 予防注射に係る豚熱予防 液の管理の手数料 1頭1回につき 50円 </td> </tr> <tr> <td>(3) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	(1) 省略		(2) 家畜に対する注 射、薬浴または投薬 等の手数料	法第6条第1項の規定に 基づき家畜防疫員が行う 豚熱予防注射の手数料 1頭1回につき 200円 法第3条の2第1項に規 定する特定家畜伝染病防 疫指針に基づき知事が認 定する獣医師が行う豚熱 予防注射に係る豚熱予防 液の管理の手数料 1頭1回につき 50円	(3) 省略	
区分	金額																		
(1) 省略																			
(2) 法第6条第1項の豚 規定に基づく家畜に 対する注射、薬浴ま たは投薬の手数料	豚熱予防注射 1頭1回につき 200円																		
(3) 省略																			
区分	金額																		
(1) 省略																			
(2) 家畜に対する注 射、薬浴または投薬 等の手数料	法第6条第1項の規定に 基づき家畜防疫員が行う 豚熱予防注射の手数料 1頭1回につき 200円 法第3条の2第1項に規 定する特定家畜伝染病防 疫指針に基づき知事が認 定する獣医師が行う豚熱 予防注射に係る豚熱予防 液の管理の手数料 1頭1回につき 50円																		
(3) 省略																			
以下省略		以下省略																	